## 厚生労働省告示第九十八号

業等 関 者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設 設備及び運営に関する基準 の人員、 八年厚生労働省告示第五百四十四号)の一部を次のように改正し、 定障害福祉サー する基準 (平成十八年厚生労働省令第百七十七号) 障 の 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉 人員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設 設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)第四条第一項第一号イ の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福 設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五十条第 ビスの提供に係るサー (平成十八年厚生労働省令第百七十四号)第十二条第一項第五号及び ビス管理を行う者として厚生労働大臣が定める 第 十 一 条第一 平成二十九年四月一日から適 項第二号イ の 規定に の設備及び運営に ŧ サー 祉サー の ビス事 等 基づき、 ビス 平 成 )障害 用す 業 項 第 の 指 + ഗ

## 平成二十九年三月二十九日

る。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

る指導を行う業務」 第 一号イ 一中「五年以上である者(」を「三年以上である者(」 の下に「又は日常生活における基本的な動作の指導、 に改め、 知識技能の付与、 同 (一) b 中 介護 生活 に 能 関 力 す

う者に対して訓練等に関する指導を行う業務」を加える。 の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行

二頁